

興行場法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(営業許可等) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>興行場の営業の譲渡又は相続、合併若しくは分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</u> 4 〔略〕	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</u> 4 〔略〕

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。